



- 備考
1. この証は、対象者1人ごとに作成すること。
  2. 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第4項第6号に該当する場合は「Ⅰ」と、同項第5号に該当する場合は「Ⅱ」と記載すること。
  3. 2に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「Ⅰ(境)」と記載すること。
  4. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
  5. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
  6. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。